

## 「入会金及び会費に係る規程」の改訂について

### 1. はじめに

中期計画 2025 アクションプランの学生・若手を中心とした会員の増員方策等については、2025 年度に総務委員会として取組むための具体的な検討課題として、学生・若手等が参加しやすい会員制度等正会員及び準会員の増員（準会員及び博士課程後期在籍正会員の会費・特典等の見直し、シニアの会員への対応等を含む）が取り上げられた。これを受けて、理事会において会費等の制度的、経済的観点からの検討を行うこととされた。

### 2. 「入会金及び会費に係る規程」の改訂について

#### 2.1 改訂の目的

準会員、博士課程後期在籍正会員の入会金、会費等を見直すことにより処遇等を改善し、準会員・正会員としての継続を促すとともに、学生、博士課程後期在籍研究者等の入会を促進する。これらにより、学生・若手研究者による学会活動の活性化を図る。

合わせて、シニア会員の名称の変更、該当要件、会費を軽減することにより、シニアの会員の退会の防止及び学会活動への参加促進を図る。

#### 2.2 改訂の概要（別表 新旧対応表 参照）

環境関係他学会の状況等も考慮して<sup>1</sup>、「入会金及び会費に係る規程」第 2 条及び第 3 条 [会費の内訳]を見直し以下のとおり修正する。

##### （1）準会員

①改訂前： 入会金 1,000 円 → 改訂後： **入会金について、準会員については、当分の間、入会金は 0 円とする。**

②改訂前 会費 5,500 円 → 改訂後： **5,000 円 に減額する。**

##### （2）博士課程後期在籍正会員

①改訂前：会費 9,000 円 → 改訂後 **正会員のうち博士課程（後期）在籍の学生については、当分の間 5,000 円とする。**

##### （3）シニア会員

###### ① シニア会員の名称変更（第 2 条）

改訂前：シニア会員 → 改訂後：シニアフェロー<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> 準会員及び博士課程後期在籍正会員の会費等については、環境関係他学会のレベルに合わせて減額する。シニア会員の会費等についても同様とする（会費については、準会員のレベルに合わせて、5000 円/年とする。）

<sup>2</sup> ※：一般には、仲間、同輩を示す。大学、企業等では、研究員、あるいは、特定の分野で極めて高い能力を持った人材で技術開発に大きく貢献した人物を指すことがある。環境科学会、土木学会等でシニアフェロー、フェロー会員等として使われている。

（出典： <https://www.kaonavi.jp/dictionary/fellow/> 等）

## ② 資格及び会費の修正

- ・ 第3条[会費の内訳] 正会員 会員種別 及び 会費

改訂前 シニア(新設) 6,000円 → 改訂後 シニアフェロー(新設) 5,000円

- ・ 第3条[会費の内訳] シニアフェロー(仮称)の資格

改訂前： \* 正会員の内、10年以上正会員を継続し、会費を完納している65才以上の方で、年金以外の定常収入を有しない、お申し出があり、理事会が承認した方。

- 改訂後 \* 正会員の内、10年以上正会員を継続し、会費を完納している65才以上の方で、お申し出があり、理事会が承認した方。

## 2.3 施行等について

2025年度定例総会(6月26日)での決議を行い、2026年4月1日からの施行を予定。

「入会金及び会費に係る規程」の改訂案 新旧対応表

入会金及び会費に係る規程

平成 27 年 5 月 22 日 制定

平成 28 年 4 月 1 日 施行

令和 7 年 6 月 26 日 改訂

令和 8 年 4 月 1 日 施行

条	改訂前	改訂後																																							
(目的) 第 1 条	本規程は、一般社団法人環境情報科学センターの定款第 7 条の規定に基づき、入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	変更なし																																							
(適用会員) 第 2 条	本規程は、正会員（ <u>シニア会員</u> を含む）、準会員、賛助会員、購読会員の各種会員に適用する。	本規程は、正会員（ <u>シニアフェロー</u> を含む）、準会員、賛助会員、購読会員の各種会員に適用する。																																							
(会費) 第 3 条	会員種別ごとの入会金及び会費は、次の通りとする。	変更なし																																							
[ 会費の内訳 ]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員種別</th> <th>入会金（消費税込） （円）</th> <th>会費（消費税込） （円/年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正会員</td> <td>1,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td><u>シニア会員</u> （新設）*</td> <td>—</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>準会員</td> <td>1,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>賛助会員</td> <td>—</td> <td>1 口（35,000）以上</td> </tr> <tr> <td>購読会員</td> <td>—</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>	会員種別	入会金（消費税込） （円）	会費（消費税込） （円/年）	正会員	1,000	9,000	<u>シニア会員</u> （新設）*	—	6,000	準会員	1,000	5,500	賛助会員	—	1 口（35,000）以上	購読会員	—	12,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員種別</th> <th>入会金<sup>3</sup>（消費税込） （円）</th> <th>会費（消費税込） （円/年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正会員</td> <td>1,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td><u>博士課程（後期） 在籍生</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>5,000**</u></td> </tr> <tr> <td><u>シニアフェロー</u> （新設）*</td> <td>—</td> <td><u>5,000</u></td> </tr> <tr> <td>準会員<sup>4</sup></td> <td><u>0 ***</u></td> <td><u>5, 000</u></td> </tr> <tr> <td>賛助会員</td> <td>—</td> <td>1 口（35,000）以上</td> </tr> <tr> <td>購読会員</td> <td>—</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>	会員種別	入会金 <sup>3</sup> （消費税込） （円）	会費（消費税込） （円/年）	正会員	1,000	9,000	<u>博士課程（後期） 在籍生</u>	<u>1,000</u>	<u>5,000**</u>	<u>シニアフェロー</u> （新設）*	—	<u>5,000</u>	準会員 <sup>4</sup>	<u>0 ***</u>	<u>5, 000</u>	賛助会員	—	1 口（35,000）以上	購読会員	—	12,000
会員種別	入会金（消費税込） （円）	会費（消費税込） （円/年）																																							
正会員	1,000	9,000																																							
<u>シニア会員</u> （新設）*	—	6,000																																							
準会員	1,000	5,500																																							
賛助会員	—	1 口（35,000）以上																																							
購読会員	—	12,000																																							
会員種別	入会金 <sup>3</sup> （消費税込） （円）	会費（消費税込） （円/年）																																							
正会員	1,000	9,000																																							
<u>博士課程（後期） 在籍生</u>	<u>1,000</u>	<u>5,000**</u>																																							
<u>シニアフェロー</u> （新設）*	—	<u>5,000</u>																																							
準会員 <sup>4</sup>	<u>0 ***</u>	<u>5, 000</u>																																							
賛助会員	—	1 口（35,000）以上																																							
購読会員	—	12,000																																							

<sup>3</sup> 定款 第 7 条 会員は、本定款に別段の定めがある場合を除き、総会の決議により別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

<sup>4</sup> 定款 第 5 条 2) 準会員 本法人の目的、事業に賛同して入会した、大学学部・大学院博士課程前期又はこれに準ずる学校などに在学中の個人

	*正会員の内、10年以上正会員を継続し、会費を完納している 65 才以上の方で、 <u>年金以外の定常収入を有しない、お申し出があり、</u> 理事会が承認した方。	*正会員の内、10年以上正会員を継続し、会費を完納している 65 才以上の方で、お申し出があり、理事会が承認した方。 ** <u>正会員のうち博士課程（後期）在籍の学生については、当分の間 5,000 円とする。</u> *** <u>準会員については、当分の間、入会金は 0 円とする。</u>
(適用) 第 4 条	本規程は、 <u>平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日）</u> 入会分から適用する。	本規程は、 <u>令和 8 年 4 月 1 日</u> から適用する。
(改廃) 第 5 条	本規程の改廃は、総会の決議による。  以 上	変更なし